障がい福祉サービス

【指定居宅介護・指定重度訪問介護】

契約書別紙(兼重要事項説明書)

当事業所は利用者に対して、指定居宅介護、重度訪問介護サービスを提供します。 当事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり 説明します。

1 サービスを提供する事業者について

事業者名称	株式会社メディカル・サイドポート
代表者氏名	代表取締役 大友明美
所 在 地	宮城県塩釜市玉川3丁目8番6
電話番号	0 2 2 - 3 5 5 - 5 5 3 0
設立年月日	平成18年5月24日

2 サービス提供を担当する事業所について

(1) 事業所の所在地等

事業所名称	にじいろ居宅介護		
宮城県指定	居宅介護 重度訪問介護		
事業所番号	0410300396		
指定年月日	令和3年10月1日		
事業所所在地 塩釜市玉川 3 丁目 8 番 6			
連絡先	電話: 022-355-5530 FAX: 022-355-5530		
通常の事業の塩釜市、多賀城市、利府町、七ヶ浜町			
実施地域 温金川、多真城川、利州町、七ヶ浜町			

(2) 事業の目的および運営方針

事業の目的	株式会社メディカル・サイドポートが設置するにじいろ居宅介護(以
	下「事業所」という。)において実施する指定障害福祉サービス事業の
	居宅介護(以下「指定居宅介護」という。)、重度訪問介護(以下「指
	定重度訪問介護」という。)の適正な運営を確保するために必要な人員
	及び運営管理に関する事項を定め、指定居宅介護、指定重度訪問介護、
	(以下「指定居宅介護等」という。)の円滑な運営管理を図るとともに、
	利用者、障害児及び障害児の保護者(以下「利用者等」という。)の意
	思及び人格を尊重して、常に当該利用者等の立場に立った指定居宅介
	護等の提供を確保することを目的とします。

運営方針 ① 事業所は、利用者等が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者等の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、外出時における移動中の介護並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を適切かつ効果的に行うものとします。 ② 指定居宅介護等の実施に当たっては、利用者等の必要な時に必要な指定居宅介護等の提供ができるよう努めるものとします。 ③ 指定居宅介護等の実施に当たっては、地域との結び付きを重視し、利用者等の所在する市町村、他の指定障害福祉サービス事業者、指定相談支援事業者、指定障害者支援施設その他福祉サービス又は保

という。)との密接な連携に努めるものとします。
④ 前三項のほか、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)」(平成17年法律第123号。以下「法」という。)に定める内容のほか関係法令等を遵守し、指定居宅介護等を実施するものとします。

健医療サービスを提供する者(以下「障害福祉サービス事業者等」

(3) 営業日・営業時間及びサービス提供可能な日と時間帯

営業日	月曜日から土曜日とする。ただし、国民の祝日、12月31日
及び	から1月3日を除く。
営業時間	午前8時30分から午後5時30分
サービス提供日	月曜日から土曜日とする。ただし、国民の祝日、12月31日
及び	から1月3日を除く。
サービス提供時間	午前8時30分から午後5時30分

^{*}ただし、利用者の希望に応じて、サービスの提供については、24 時間対応 可能な体制を 整えるものとします。

(4) 事業所の職員体制

職種	職務内容	人員数
管理者	管理者は、事業者の職員及び業務の管理を一元的に行うとともに、事業所の従業者に対し法令等を遵守させるために必要な指揮命令を行います。	常勤職員 (兼務) 1名

サービス提供	① ②	利用者の日常生活全般の状況及び希望等を踏まえて、具体的な サービスの内容等を記載した居宅介護計画、重度訪問介護計 画、同行援護計画及び行動援護計画(以下「居宅介護計画等」 という。)を作成し、利用者等及びそのご家族にその内容を説 明し、その計画書を交付します。 居宅介護計画等の実施状況の把握を行ない、必要に応じて変更	常勤職員 1名
供責任者		を行います。 利用の申込みに係る調整や従業者に対する技術指導等を行います。	
従業者	① ②	居宅介護計画等に基づきサービスを提供します。 サービス提供後、サービスの提供日、内容、利用者の心身の状 況等について、サービス提供責任者に報告を行います。	常勤職員 1名 非常勤職員 1名

3 サービスの主たる対象者について (該当する障害種別を記入)

居宅介護	身体障害者・知的障害者・障害児(身体に障害のある児童・知的障害のある児童)・精神障害者・難病患者
重度訪問介護	身体障害者・障害児(身体に障害のある児童のみ)

4 提供するサービスの内容と料金および利用者負担額について

(1) 提供するサービスの内容について

サービス区分と種類		サービスの内容			
		利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助			
居宅	三介護計画等の作成	の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた居宅介護計			
		画等を作成し・必要に応じて見直しを行います。			
	食事介助	食事の介助を行います。			
白	排せつ介助	排せつの介助、おむつ交換を行います。			
身体介護	7 淡众田,连 比	衣服着脱、入浴の介助や清拭(身体を拭く)、洗髪などを行			
介護	入浴介助・清拭	います。			
H.X.	その他	褥瘡(床ずれ)防止等のために体位変換や洗顔、歯磨き等			
		の日常生活を営むために必要な身体介護を行います。			
	調理	利用者の食事の用意を行います。			
家	洗濯	利用者の衣類等の洗濯を行います。			
家事援助	掃除	利用者の居室の掃除や整理整頓を行います。			
助	2014	利用者の日常生活に必要な物品の買い物を行います。			
	その他	預貯金の引き出し、預け入れは行いません。			
通院介助		通院時の外出介助(身体介護を伴うケースと伴わないケー			
		スの選択可)			

	重度の肢体不自由者で常時介護を必要とする方に、居宅に
 重度訪問介護	おいて入浴・排せつ・食事等の介護サービスや調理・洗濯・
<u>里</u> 及初间	掃除等の家事援助、その他の生活全般にわたる見守り等の
	支援を行います。

その他生活等に関する相談や助言をいたします。

(2) 従業者の禁止行為

従業者はサービスの提供にあたって次の行為は行いません。

- ①医療行為
- ②利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- ③利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ④利用者の同居家族に対するサービス 利用者の居室以外の居室、庭等の敷地の掃除、草刈り、植物の水やり等。
- ⑤利用者の日常生活の範囲を超えたサービス (大掃除、庭掃除など)
- ⑥利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食
- ⑦身体拘束その他利用者の行動を制限する行為 (利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむ得ない場合を除く)
- ⑧利用者又は家族に対して行なう宗教活動、政治活動、営利活動、その他の迷惑行為

(3) サービスの料金と利用者負担額について

介護給付費によるサービスを提供した際は、事業者が介護給付費等の給付を市町村から直接受け取る(代理受領する)場合、サービス利用料金(厚生労働大臣の定める基準により算出した額)のうち利用者負担分(サービス利用料金全体の1割を上限)を事業者にお支払いただきます。サービス利用料金別紙参照。

サービス利用料金別紙

	サービスの種類時間等	利用料	自己負担額上限
30 分未満		2,560 円	256 円
	30 分以上 1 時間未満	4,040 円	404 円
	1時間以上1時間30分未満	5,870 円	587 円
身休	1 時間 30 分以上 2 時間未満	6,690 円	669 円
身体介護	2 時間以上 2 時間 30 分未満	7,540 円	754 円
丧	2 時間 30 分以上 3 時間未満	8,370 円	837 円
	3 時間以上	9,210円30分増すご	921円30分増すごと
		とに 830 円加算	に 83 円加算
	30 分未満	1,060 円	106 円
	30 分以上 45 分未満	1,530円	153 円
家	45 分以上 1 時間未満	1,970 円	197 円
家事援助	1時間以上1時間15分未満	2,390 円	239 円
助	1時間15分以上1時間30分未満	2,750 円	275 円
	1 時間 30 分以上	3,110円に30分増すご	311 円に 30 分増すご
		とに 350 円加算	とに 35 円加算
	30 分未満	2,560 円	256 円
身出	30 分以上 1 時間未満	4,040 円	404 円
(身体介護伴う)	1時間以上1時間30分未満	5,870 円	587 円
護 伴	1時間30分以上2時間未満	6,690 円	669 円
	2 時間以上 2 時間 30 分未満	7,540 円	754 円
通院介助	2 時間 30 分以上 3 時間未満	8,370 円	837 円
介助	3 時間以上	9,210円30分増すご	921円30分増すごと
-53		とに 830 円加算	に 83 円加算
(F)	30 分未満	1,060 円	106 円
いりは	30 分以上 1 時間未満	1,970 円	197 円
通 介 護	1時間以上1時間30分未満	2,750 円	275 円
通院介助	1 時間 30 分以上	3,450 円に 30 分増す	345 円に 30 分増すご
な		ごとに 690 円加算	とに 69 円加算
	1 時間未満	1,860 円	186 円
金	1時間以上1時間30分未満	2,770 円	277 円
里 度	1時間30分以上2時間未満	3,690 円	369 円
重度訪問介護	2時間以上2時間30分未満	4,610 円	461 円
介	2時間30分以上3時間未満	5,530 円	553 円
改	3時間以上3時間30分未満	6,440 円	644 円
	3時間30分以上4時間未満	7,360 円	736 円

	4 吐胆八 1. 0 吐胆七进	8,210円に30分増す	821円に30分増すご
	4時間以上8時間未満	ごとに 850 円加算	とに 85 円加算
	8時間以上 12 時間未満	15,050 円に 30 分増	1,505円に30分増す
	0 时间以上 12 时间水闸	すごとに 850 円加算	ごとに 85 円加算
	12 時間以上 16 時間未満	21,840 円に 30 分増	2, 184円に30分増す
		すごとに 810 円加算	ごとに 81 円加算
	16 時間以上 20 時間未満	28,340 円に 30 分増	2,834円に30分増す
		すごとに 860 円加算	ごとに 86 円加算
	20 時間以上 24 時間未満	35,200 円に 30 分増	3,520円に30分増す
		すごとに 800 円加算	ごとに 80 円加算

◆新規に居宅介護計画等を作成した利用者に対して、サービス提供責任者が初回の居宅介護等を 行った場合、または従業者に同行した場合に加算されます。

内 容	利用料	利用者負担額	
初回加算	2,000 円	200 円	1月あたり

◆利用者の依頼により、利用者及びその世帯としての上限額を超えて事業者が利用者負担額を徴収しないよう、利用者負担額の徴収方法の管理を行った場合は、以下の料金が加算されます。

内 容	利用料	利用者負担額	
利用者負担上限額管理加算	1,500円	150 円	1月あたり

◆居宅介護計画等に位置付けられていない居宅介護を利用者又はその家族等からの要請を受けて から 24 時間以内に行った場合に加算されます。

内 容	利用料	利用者負担額	
緊急時対応加算	1,000円	100 円	1回につき
			(1月2回まで)

◆サービス提供の時間帯により料金が加算されます。

提供時間帯名	提供時間帯名 早朝 夜間		深 夜
時間帯	午前6時~午前8時	午後6時~午後10時	午後 10 時~午前 6 時
加算割引	25%増し	25%増し	50%増し

- ※ サービス提供時間数は、実際にサービス提供に要した時間ではなく、居宅介護計画等に位置づけた時間数によるものとします。なお、計画時間数と実際にサービス提供に要した時間が大幅に異なる場合は、居宅介護計画等の見直しを行います。
- ※ やむを得ない事情で、かつ利用者の同意のもと、従業者2人で訪問した場合の費用は2人分と なり、利用者負担額も2倍になります。

※ 介護給付費等について事業者が代理受領を行わない(利用者が償還払いを希望する)場合は、介護給付費等の全額をいったんお支払いただきます。この場合、「サービス提供証明書」を交付しますので、「領収書」を添えてお住まいの市町村に介護給付費等の支給(利用者負担額を除く)を申請してください。

(4) その他

交通費

通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要する交通費は、公共交通 機関を利用した場合は、その実費を請求させていただきます。

- ・サービス提供にあたり必要となる利用者の居宅で 使用する電気、ガス、水道の費用
- ・家事援助に係る買い物等で利用者宅から目的地までの公共交通機関を利用した場合の交通費

利用者の別途負担となります。

(5) キャンセル料

サービス利用予定日前営業日の事業所営業時間終了時までにキャンセルのご連絡を頂かなかった場合は、一律 1.100 円 (税込み)のキャンセル料をお客様にお支払いいただきます。ただし、お客様の体調不良等やむを得ない事由がある場合は、キャンセル料は頂きません。

5 利用料の請求および支払い方法について

利用者負担額及びその他の費用について、サービスを利用した月の翌月15日までに請求しますので、請求月の末日までに、下記のいずれかの方法によりお支払い下さい。

(ア)現金支払い(集金に伺います)

(イ)事業所指定口座への振り込み

口座 杜の都信用金庫 玉川支店

(普通) 1050220 ㈱メディカル・サイドポート 代表取締役 大友明美 *振込手数料は利用者様のご負担となります。

お支払いを確認しましたら、領収書を発行します。

6 サービスの提供にあたっての留意事項

(1) 市町村の支給決定内容等の確認

サービスの提供に先立って、受給者証に記載された支給量・支給内容・利用者負担上限額を確認させていただきます。受給者証の住所、支給量などに変更があった場合は速やかに事業者にお知らせください。

(2) 居宅介護計画等の変更等

居宅介護計画等は、利用者等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することができます。

また、サービス利用の変更・追加は、従業者の稼働状況により利用者が希望する時間にサービスの提供ができないことがあります。その場合は、他の利用可能日時を利用者に提示する等必要な調整をいたします。

7 虐待の防止について

事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じます。

- ①虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業 者に十分に周知します。
- ② 虐待防止のための指針を整備します。
- ③ 従業者に対し、虐待防止のための定期的な研修を実施します。
- ④上記①から③までの措置を適切に実施する為の担当者を設置します。

虐待防止に関する責任者 管理者 (氏名) 山﨑琴香

8 秘密の保持と個人情報の保護について

事業者及び従業者は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な 理由もなく、第三者に漏らしません。

事業所は、従業者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、その秘密を保持するべき旨を、従業者と雇用契約の内容とします。

9 緊急時の応対方法について

サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の 医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡 します。

(1) 利用者のかかりつけ医療機関

医療機関名	診 療 科	
所 在 地		
主治医	電話番号	

(2) 緊急連絡先

	氏 名:	続 柄:	
連絡先①	所 在 地:		
	電話番号:		

10 事故発生時の対応方法について

利用者に対する居宅介護等の提供により事故が発生した場合は、県、市町村及び利用者の家族等に連絡を行うとともに必要な措置を講じ、事故の状況及び事故に際して取った処遇について記録します。

11 業務継続計画の策定等

- (1) 感染症や非常災害の発生において、利用者に対する事業の提供を継続的に実施する為に及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」といいます。)を策定しています。
- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しています。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直し及び変更を行っています。

12 サービス内容に関する苦情相談窓口

(1) 当事業所の苦情・要望の受付窓口

	窓口担当者	サービス提供責任者 山﨑琴香
	苦情解決責任者	管理者 山﨑琴香
	受 付 日	月曜日から金曜日。ただし、国民の祝日、
受付窓口		12月31日から1月3日までを除く。
	受 付 時 間	午前9時から午後5時
	電 話 番 号	0 2 2 - 3 5 5 - 5 5 3 0
	F A X 番 号	0 2 2 - 3 5 5 - 5 5 3 0

(2) 行政機関その他苦情受付機関

本事業所では解決できない苦情や虐待等の相談は、行政機関又は宮城県社会福祉協議会に設置された運営適正化委員会に申し立てることができます。

	所	在	地	宮城県塩釜市北浜四丁目8-15
仙台社会保健福祉	受	受 付		月曜日から金曜日。ただし、国民の祝日、
事務所•母子障害第				年末年始を除く。
二班	受	付 時	間	午前8時30分から午後17時15分
	電	話 番	号	$0\ 2\ 2-3\ 6\ 5-3\ 1\ 5\ 3$
	所	在	地	宮城県仙台市青葉区上杉1-2-3
宮城県社会福祉協議会	受	付	日	月曜日から金曜日。ただし、国民の祝日、
				年末年始を除く。
	受	付 時	間	午前8時30分から午後17時15分
	電	話 番	号	$0\ 2\ 2-2\ 2\ 5-8\ 4\ 7\ 6$

令和 年 月 日

指定居宅介護等の提供及び利用の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行ないました。

 事業所名称:
 にじいろ居宅介護

 管理者名:
 山﨑琴香

説 明 者 名:

私は、本書面に基づいて事業者から指定居宅介護等の提供及び利用について重要事項の説明 を受け、同意しました。

利用者住所:

利用者氏名:

利用者は、身体の状況等により署名ができないため、利用者本人の意思を確認のうえ、私が利用者に代わって、その署名を代筆しました。

代 筆 者 住 所:

代 筆 者 氏 名:

続 柄: